

十三

初期利子

平成二十一年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以下
規定する期日にについて同じ。）。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{19}{365}$$

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する。期日には払い込むものとす

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 × $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
一
年
四
月
三
日
日
額
本
銀
行
百
年
三
月
十
五
日
額
面
成
金
額
十
支
の
払
日
と
年
う
に
三
つ
き
百
円
利
子
利
還
金
期
子
後
の
利
以

て
を
年
三
月
期
月
十
五
日
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
各
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。
、
及
び
間
九
月
に
十
五
日
を
毎
年
三
月
期
月
と
年
う
し
。